

多胎妊婦の方へ

～妊婦健康診査費用を助成します～



ふたごやみつごの赤ちゃんを妊娠した妊婦さんは、身体への負担も大きいことからより多くの妊婦健診が必要となる場合があります。

そのため、笠間市では、従来助成している14回分の妊婦健診に5回分追加し、計19回の妊婦健診の費用を助成します。

<助成の概要>

○対象者

・笠間市に住民票があり、令和4年4月1日以降に妊娠の届け出をした多胎妊婦

○追加される受診票について

・「多胎妊婦一般健康診査受診票(14～18回)」(オレンジ色)を4枚、「多胎妊婦一般健康診査受診票(19回)」(空色)を1枚追加分として交付します。

1枚につき基本的な健康診査(体重測定、血圧測定、尿検査等の定期検査等)として5,000円を上限に助成します。

・14回までの受診票をすべて利用した後に、本受診票を利用してください。

・18回までは14回までと同様に利用し、医療機関へ提出してください。

・19回目は、いったん実費を支払ったのち、償還手続きを行ってください。

<償還払いについて>

必要なもの

○医療機関発行の領収書・明細書

○19回目の多胎妊婦一般受診票 ※医療機関で記入してもらってください。

○母子健康手帳

○妊婦本人の振込先の通帳などの口座がわかるもの

※上記必要なものをそろえて、健康増進課窓口で申請して下さい。



<問い合わせ>

笠間市健康増進課 0296-77-9145

受付時間 平日の8:30～17:15